

第 5 章

長久手市第3期障がい児福祉計画



木の絵 (生勢くん)

1

基本的方向性

長久手市第3期障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するもので、障害児通所支援等の提供体制の確保等に関する計画となります。障害者基本法における理念や、長久手市障がい者基本計画における理念を踏まえ、次の4つを基本的な方向性として掲げ、その推進を図ります。

また、数値目標等は、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度末を目標年度として設定します。

【1】子どもの発達相談室・児童発達支援センターの活用

出生から就園、就学、就業へと切れ目のない療育支援体制の整備及び保健・医療・福祉・保育・教育といった関係機関との連携強化を目的として設置した「子どもの発達相談室」により引き続き乳幼児期からの児童の発達に関する専門相談窓口の充実、早期療育へのつなぎを行います。

また、障がいのある児童が療育を受けられるよう児童福祉法に基づく障害児通所支援施設として設置した児童発達支援センターが地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たしながら障害児通所支援の重層的な地域支援体制整備を図ります。

【2】保育所等訪問支援を活用した障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制の検討

保育所等を利用中の障がいのある児童に対して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を行います。障がいのある児童に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設職員に対しても障がいのある児童の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行い、身近な場所で支援が提供できるように、地域における支援体制の検討を行います。

【3】重症心身障がい児のための支援体制の整備

重症心身障がい児が身近な地域で児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援が受けられるよう、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、圏域でのサービス提供体制を整備します。

【4】医療的ケアを必要とする児童のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケアを必要とする児童が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育その他関係機関との連携を図るための協議の場を設置します。

また、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

2 計画の成果目標

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 国の指針

令和8年度末における成果目標は以下のように示されています。

● ● 障がい児支援の提供体制の整備等における国の指針 ● ●

項目	内容
重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの機能強化	令和8年度末までに、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置すること。
保育所等訪問支援を活用した障がい児の地域社会への参加・包容の推進	令和8年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。



木の絵

② 本市の目標設定

本市では、以下の通り目標を設定します。

● ● 障がい児支援の提供体制の整備等における本市の目標設定 ● ●

項目	数値	内容
実績	子どもの発達相談室・児童発達支援センターの設置(令和3年度中)	各1か所設置 令和3年度中に市内に各1か所設置しました。
	保育所等訪問支援の設置及び実施(令和3年度末)	設置 令和3年度中に市内に保育所等訪問支援事業所を設置し、支援を実施しました。
	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保(令和5年度末)	設置検討 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を圏域に設置し、放課後等デイサービス事業所を圏域に確保するための検討を行いました。
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置(令和5年度末)	設置 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置しました。医療的ケア児等コーディネーターは母子保健分野、障がい福祉分野に計4人配置しました。
目標	子どもの発達相談室・児童発達支援センターの活用(令和8年度末)	機能強化 令和8年度末までに児童発達支援センターを中心とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、関係機関と協議を行い、必要な機能強化を進めていきます。
	保育所等訪問支援を活用した障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の検討(令和8年度末)	検討 市内保育所等訪問支援を活用しながら、保育所等における障がい児への支援力向上を図り、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する支援体制の検討を行います。
	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保の検討(令和8年度末)	1か所確保検討 令和8年度末までに圏域に主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保に向け検討を行います。
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置(令和8年度末)	連携強化 平成30年度末に医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置しました。今後は、障がい者自立支援協議会の中で検討の場の再編を行い連携強化します。医療的ケア児等コーディネーターは母子保健分野、障がい福祉分野に継続して配置されるよう計画的に研修の受講を行っていきます。

3 障がい児へのサービスの見込みと確保方策

(1) 障害児通所支援

● ● 事業の概要 ● ●

サービス種別	事業の概要
児童発達支援	就学前の障がいのある児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童に、授業の終了後または夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	障害児通所支援施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を訪問し、障がいのある児童や保育所等のスタッフに対し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の心身障がいがある就学前児童であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障がいのある児童が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケアを必要とする児童に関して、他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援のための地域づくりを推進します。

● ● 実績と見込み ● ●

サービス種別	単位	実績			実績見込み ^{*1}	見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	人／月	103	138	144	149	154	160	
	人日／月	1,168	1,401	1,457	1,515	1,575	1,638	
放課後等デイサービス	人／月	211	256	298	318	340	363	
	人日／月	2,806	3,183	3,693	3,951	4,233	4,529	
保育所等訪問支援	人／月	8	35	56	64	73	83	
	人日／月	8	36	58	66	75	85	
居宅訪問型児童発達支援	人／月	0	0	0	1	1	1	
	人日／月	0	0	0	1	1	1	
障害児相談支援	人／月	47	39	40	45	47	50	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人／月	4	5	4	5	6	7	
障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備	保育所 ^{*2}			88	90	92	94	
	認定こども園 ^{*3}			0	0	0	0	
	放課後児童健全育成事業 (児童クラブ、学童保育所) ^{*2}			18	20	22	24	

※1 実績見込みは、令和5年4月1日時点の情報または令和5年4月から9月の実績から算出した数値を掲載しています。

※2 保育所、放課後児童健全育成事業の利用に当たっては、保護者の就労等が要件になることから、「必要な見込量」及び「各年度の目標見込量」の変動が見込まれます。

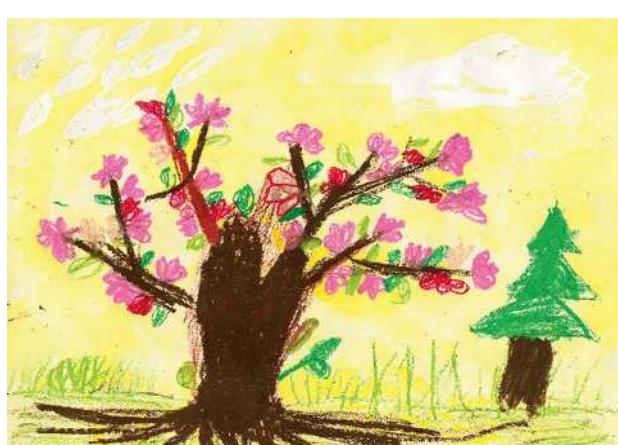
※3 本市において、認定こども園の設置はありません。

●● 確保方策 ●●

サービス種別	事業の概要
児童発達支援	障がいのある児童が療育を受けられるよう児童福祉法に基づく障害児通所支援施設として設置した児童発達支援センターが地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たしながら障害児通所支援の重層的な地域支援体制整備を図ります。
放課後等デイサービス	放課後等デイサービスの利用ニーズは年々増加していますが、市内及び近隣の事業所によりサービスの提供ができます。事業所同士の意見交換の場の提供や研修等の機会を広げます。
保育所等訪問支援	保育所等訪問支援は、障がいのある児童が地域社会で他の児童と変わらず生活するために非常に重要な事業です。こどもの発達相談室、児童発達支援センター、障がい者基幹相談支援センター、各児童の所属先と連携して事業を実施します。
居宅訪問型児童発達支援	平成30年度から新たに整備された事業ですが、本市や近隣でも居宅訪問型児童発達支援を実施する事業所がありません。重症心身障がい児等の重度の障がいがあり支援を受けるための外出が著しく困難な児童への支援について関係機関と検討を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用児童数の増加に伴い、障害児相談支援のニーズも増加しています。市内の障害児相談支援事業所と連携し、障害児支援利用計画を作成する担い手を確保します。
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置	母子保健分野、障がい福祉分野の職員が計画的に医療的ケア児等コーディネーター養成研修を受講し、医療的ケア児を取り巻く環境の調整を行うコーディネーターを継続的に確保します。

第 6 章

計画の推進にあたって



木の絵

1 計画の推進体制

長久手市の障がい福祉施策を推進するためには、市民・障がい関係団体・障がい関係事業者・行政が、情報を共有し、障がい福祉施策に対する理解を深め、協働して取り組むことが重要であることから、以下の組織を活用していきます。

(1) 「長久手市障がい者自立支援協議会」の活用

障がい者施策を推進するためには、各主体が共通の認識を持ち、協働して取組を推進することが重要なことから障害者総合支援法に基づき設置が規定されている「長久手市障がい者自立支援協議会」を活用します。

「長久手市障がい者自立支援協議会」の設置要綱の第2条には下記事項が明記されています。

- ア 市が相談支援事業を委託した場合における受託事業者の中立・公平性を確保するための運営評価等に関すること。
- イ 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- ウ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- エ 地域の社会資源の開発及び質の向上に関すること。
- オ 障がい者基本計画及び障がい福祉計画の策定及び評価に関すること。
- カ 障がい者の差別の解消の推進に関すること。
- キ その他必要と認められる事項

(2) 国・県・他市町等との連携・協力

障がい福祉施策は、すべての地域や各主体に関わることから、国・県・他市町をはじめ様々な機関と連携・協力します。

(3) 庁内の推進体制

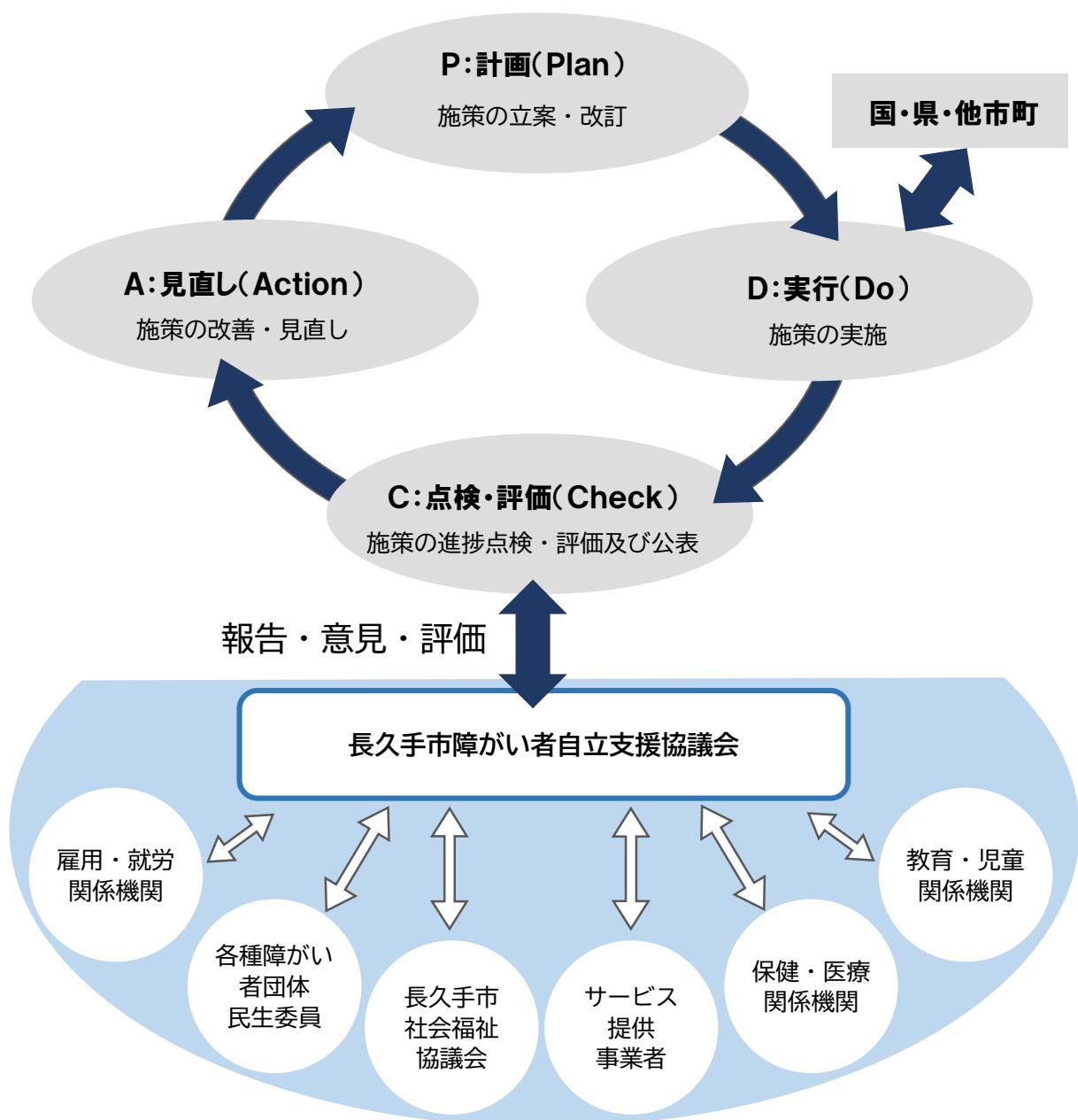
本市では、本計画に基づき、障がい福祉施策を推進していくため、庁内の事務局を通じて関係各課の障がい福祉施策に関する事業・施策の実施状況の把握や情報交換を行うなど、全庁的な取組を推進します。

2 進行管理と管理手法

本計画に基づく取組については、管理サイクル（P D C Aサイクル）の手法で評価・報告を行います。障がい福祉施策の取組状況は、定期的な調査、分析を行うとともに、毎年度、長久手市障がい者自立支援協議会において進捗状況について評価し、計画を推進するまでの課題等を明らかにします。

また、協議会からの意見を踏まえ、適宜計画の見直しを行います。

施策の実施状況については、障がい者自立支援協議会からの意見を含めて、市のホームページ等を通じて公表します。



第 7 章

障がいのある人を取り巻く 状況・課題



木の絵 (としあき 隼暁くん)

1

本市の課題のまとめ

国等の基本指針や本市の現状・特性、各種意識調査、家族会・支援団体からのヒアリング、前計画の進捗状況などを踏まえ、本市の主な課題を次の7つにまとめました。

また、その課題に対応していくために特に重点的に行うもの7つを「重点項目」として位置づけ、取組を進めていきます（8ページ～14ページに掲載）。

（1）訪問支援の実施、その後のつなぎ

意識調査やヒアリングによると、情報が入手できていなかったり、複合的な課題を抱えているなど、適切な支援やサービスにつながっていない人がみられます。支援を必要とする人に対し、訪問支援を行い、適切な支援やサービスにつなぐ必要があります。

また、支援を必要とする人への他のアプローチとして、医療機関などの関係機関と連携した支援体制の構築も必要です。

（2）医療的ケアが必要な人への支援体制の確保

医療機器等の使用や医療的ケアを必要とする人は、一定の人数があり、必要とする内容も多岐に渡っています。その看護・介護は、親族を中心的に行われており、負担の軽減が必要です。あらゆる医療的ケアに対応することができる、保健・医療体制の整備が求められます。

また、現状では災害が発生した場合に支援が滞る可能性があり、早急な対応が求められます。

（3）早期からの相談体制や継続的な支援

子どもの発達や障がいに関して、気になった時期に困ったこととしては、支援までの時間がかかったことや相談機関が分からなかつたことが多く挙げられています。保護者の不安を受け止めつつ、必要な情報提供やサービスの案内を行うことができるような相談窓口の拡充が必要です。

また、当事者への意識調査によると、障がいのある子どもと家族が安心して生活を送るために必要な取組として、「総合的な相談窓口（生まれてから卒業、就労までの一貫した相談体制）」「福祉サービスの充実」がそれぞれ7割以上、「関係機関の連携（医療・保育・教育・福祉等）」「障がいのある子どもへの理解や知識向上」が6割以上となっています。

幼少期から働くまでの期間は、支援者・関係者の関わりが特に多く、子どもの成長過程に応じた切れ目のない支援の提供につなげる必要があります。

(4) 就労に関する支援

就労していくための支援・配慮として「障がいの特性を理解すること」が7割以上、「総合的な相談支援」が6割以上となっており、働くための就労体験の充実を求める声が多いこと、中高生の時期から将来を見据えていくことが重要であること、一般企業の障がい者の雇用への支援が必要なことから、総合的な働くことへの支援方策が必要です。

また、農業従事者に対する調査結果では、何かしらの手伝いを求めている一方、その内、半数以上が依頼できる作業が分からないと回答しており、お互いの理解を深めていくことが必要です。

(5) 地域とのつながり・交流

本市は、今後も人口が増加していくますが、それに伴い障がいのある人も増えていくことが見込まれます。障がいのある人は、利用している事業所など以外に参加する場が多くない傾向がありますが、障がいの程度に関係なく、地域とつながり、困ったときには助け合える関係性を築いていくことが大切です。そのためには、日頃から地域と交流しつながりを持つことや、避難訓練などの地域活動での協働を通じて、障がいに対する理解促進を図るとともに、お互いが支え合い、障がいの程度に関わらず共に暮らすことのできる地域を目指していくことが大切です。

(6) 権利擁護の支援

障がいのある人が増加している本市において、権利擁護の支援に対するニーズは一層高まることが予測されます。意識調査から、金銭の管理や契約の手続きに不安を感じる人が多数いる一方で、日常生活自立支援事業や成年後見制度の認知率は低いことなどから一層の理解促進が必要です。また、支援が必要な人が増えていくことから、権利擁護の担い手となる人を育成、支援することが急務です。

相談支援専門員や各事業所においては、本人から話を聞く、様子からの意思・好みの確認などはできている一方で、本人への説明・支援の見直し、本人・支援者の会議の参加などの割合が高くなく、今後は、周知・啓発や研修への参加促進が必要です。

(7) 災害時に向けた防災体制づくり

災害時に不安に思うことについて、「避難所での配慮」「避難所の整備」などが挙がっています。大規模な災害が発生した場合、直ちに支援することができない場合もあるため、自らの備えとして、避難時の支援計画、日頃からのつながり、見守りなどにより備えていくことが必要です。

また、行政として避難所の整備の他、活用できる社会資源の整理・周知も急務となります。

2

第3次基本計画の重点施策の取組と評価

第4次基本計画の施策立案にあたり、第3次基本計画（前計画）で示されている重点施策について進捗状況を把握しました。

前計画は、基本理念「支え合う 思いやりのまちながくて」に基づき、15の重点施策について取り組み、令和元年度末時点では、すべての事業がB（目標どおりに進捗している）となりました。

評価		評価基準
完了	目標を達成した	
A	目標以上に進捗している	
B	目標どおりに進捗している	
C	改善の余地あり	

(年度)

事業名称		平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
1	グループホーム整備への支援	B	完了	A	B	B
2	グループホームの体験利用の促進	B	B	B	C	B
3	基幹相談支援センターの設置	B	B	B	B	B
4	個別訪問調査の実施	C	B	B	C	B
5	乳幼児期からの療育支援体制の整備	B	B	B	B	B
6	各保育園等への巡回相談	B	B	B	B	B
7	スクールソーシャルワーカーの設置及び 関係機関との連携強化	B	B	B	B	B
8	農業を活用した雇用機会の拡大	A	B	B	C	B
9	就労支援コーディネーターの設置	B	B	B	B	B
10	市役所での就労体験の実施	C	A	C	B	B
11	支え合いマップづくり	B	C	B	B	B
12	障がいのある人と地域の人とが交流できる 場の提供	B	B	B	B	B
13	移動支援の支援員の人材育成	B	B	B	B	B
14	成年後見制度の普及啓発及び理解促進	B	B	B	B	B
15	精神障がいにも対応した地域包括ケアシ ステムの構築に向けた体制整備	-	-	-	C	B

※15は、平成30年度から追加

なお、各重点施策の詳細評価は、以下に掲載しています。

<https://www.city.nagakute.lg.jp/soshiki/fukushibu/fukushika/1/1/1025.html>



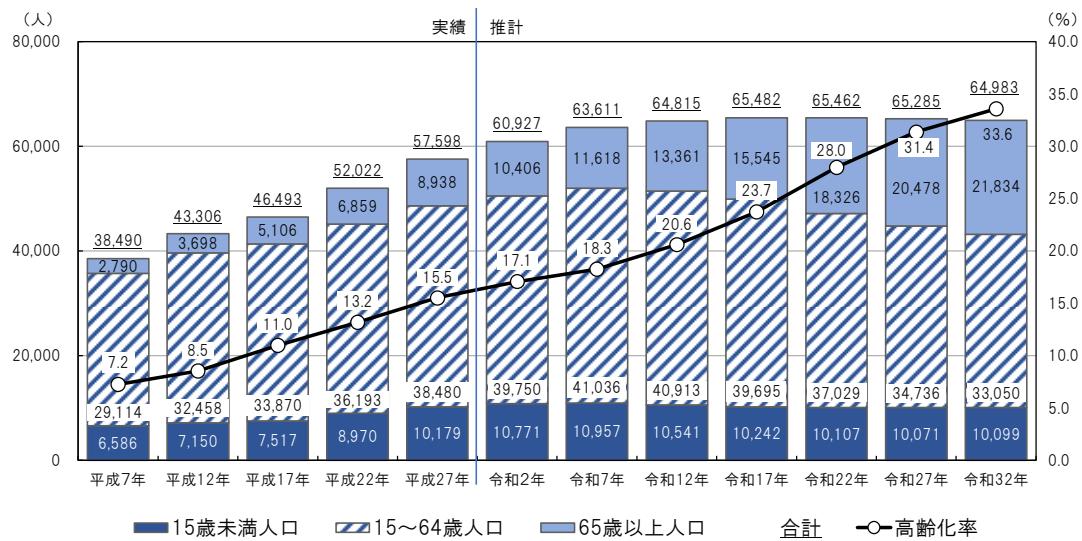
※「第3回第4次長久手市障がい者基本計画等策定部会」
のページ内の会議資料

3 統計データの状況

(1) 人口の状況

本市の総人口は増加傾向にあります。年齢3区分別にみると、いずれの世代も増加傾向にありますが、総人口は、令和17年まで増加し、その後は減少に転ずると予測されます。

■年齢3区分別人口及び高齢化率の推移・推計



資料：国勢調査及び長久手市将来人口推計報告書

※年齢不詳分を各年齢層に按分。なお、各年齢階級別の値を小数点以下で四捨五入している。

■各小校区の人口と障害者手帳所持者の割合（令和2年4月1日時点）

単位：人（実人数）

小校区	校区人口	手帳所持者	身体手帳	療育手帳	精神手帳
長久手小学校	8,505	328	230	54	54
		3.9%	2.7%	0.6%	0.6%
西小学校	7,916	228	138	25	72
		2.9%	1.7%	0.3%	0.9%
東小学校	5,389	172	123	15	38
		3.2%	2.3%	0.3%	0.7%
北小学校	12,811	327	218	55	68
		2.6%	1.7%	0.4%	0.5%
南小学校	11,195	324	211	45	86
		2.9%	1.9%	0.4%	0.8%
市が洞小学校	11,554	287	172	48	80
		2.5%	1.5%	0.4%	0.7%
重複校区	2,129	2	2	0	0

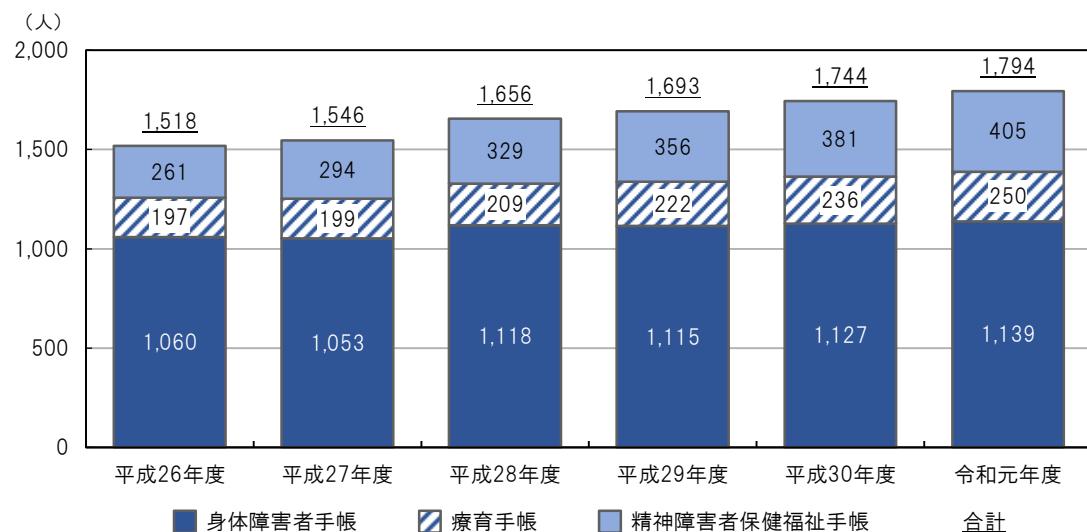
※手帳を重複して所持している人がいるため、手帳実人数と各手帳の合計は必ずしも一致しない。

(2) 障がいのある人の状況

① 障害者手帳を交付された人の状況

本市の障害者手帳を交付された人の数は増加傾向にあり、令和元年度現在1,794人となっています。手帳別にみると、特に精神障害者保健福祉手帳が大幅に増加しています。

■障害者手帳を交付された人数の推移

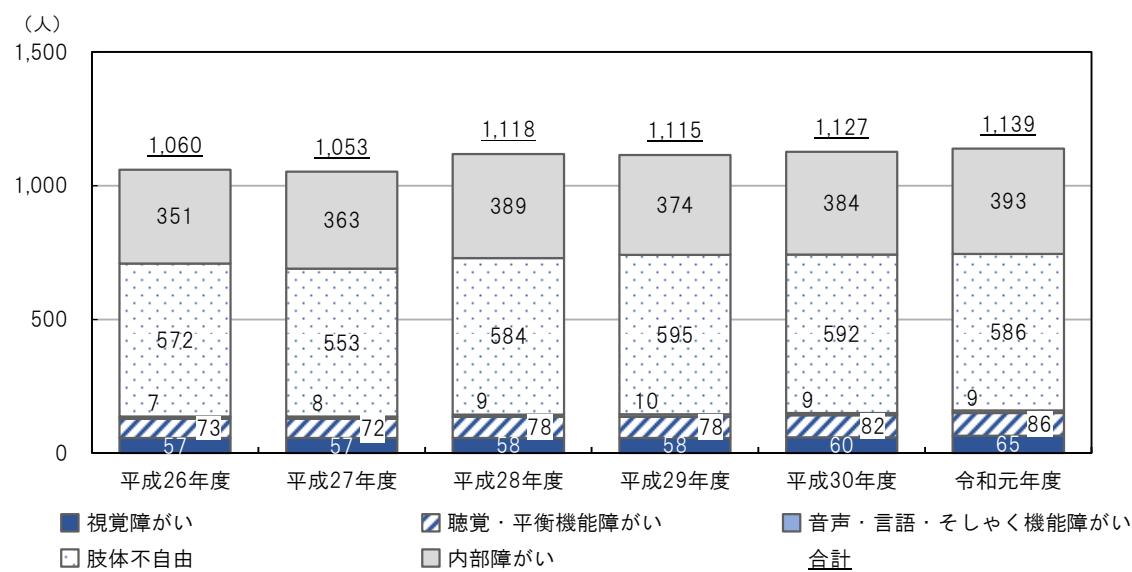


資料：福祉課（各年度末現在）

② 身体障害者手帳を交付された人の状況

本市の身体障害者手帳を交付された人は増加傾向にあり、令和元年度現在1,139人となっています。障がい種別にみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいとなっています。

■障がい種別身体障害者手帳を交付された人数の推移

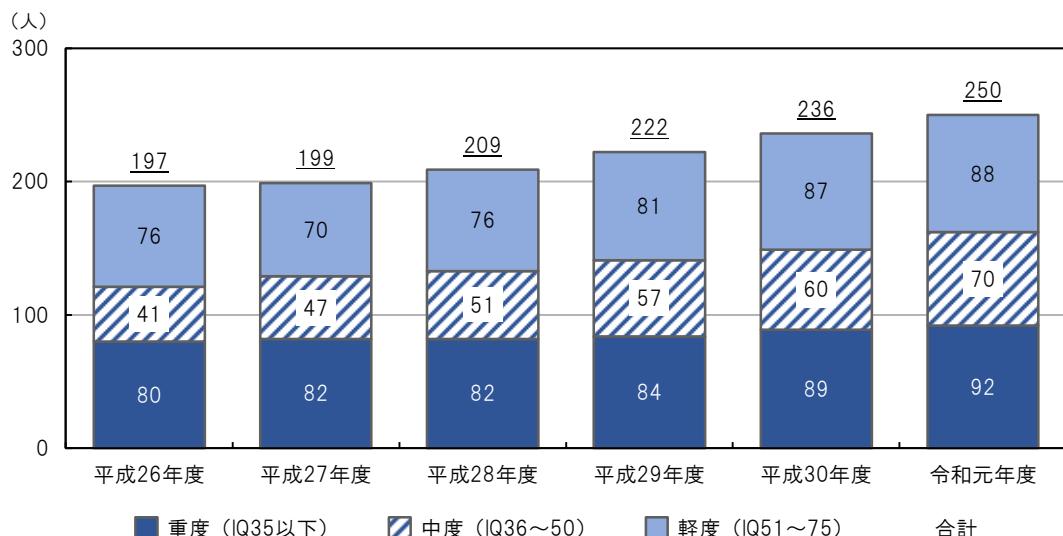


資料：福祉課（各年度末現在）

③ 療育手帳を交付された人の状況

本市の療育手帳を交付された人は増加傾向にあり、令和元年度現在250人となっています。等級別にみると、重度（IQ35以下）が最も多いとなっています。

■等級別療育手帳を交付された人数の推移



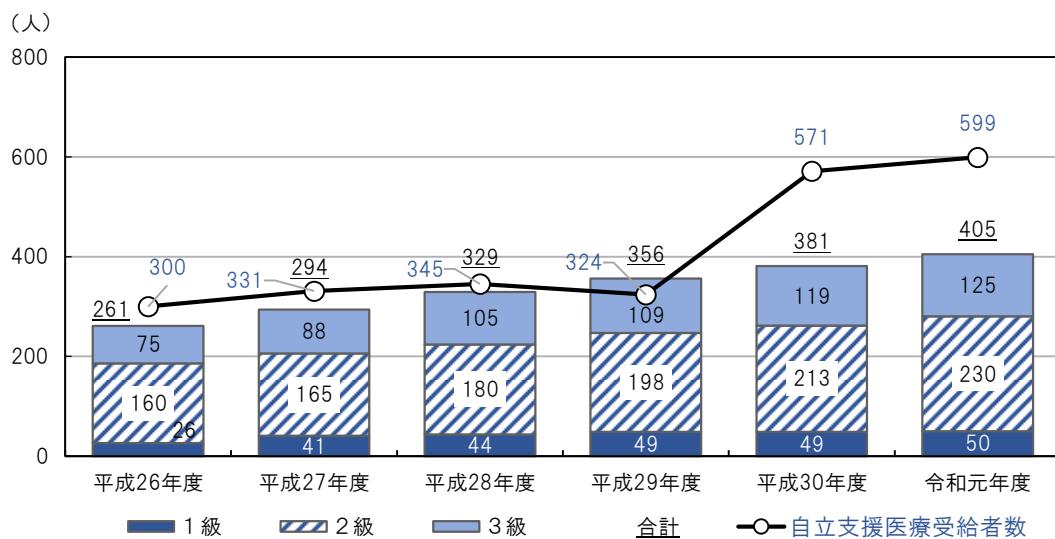
資料：福祉課（各年度末現在）

④ 精神障害者保健福祉手帳を交付された人の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳を交付された人は増加傾向にあり、令和元年度現在、405人となっています。等級別にみると、2級が最も多いとなっています。

また、自立支援医療受給者数は、増加傾向にあり、令和元年度現在599人となっています。

■等級別精神障害者保健福祉手帳を交付された人数及び自立支援医療受給者数の推移



資料：福祉課（各年度末現在）

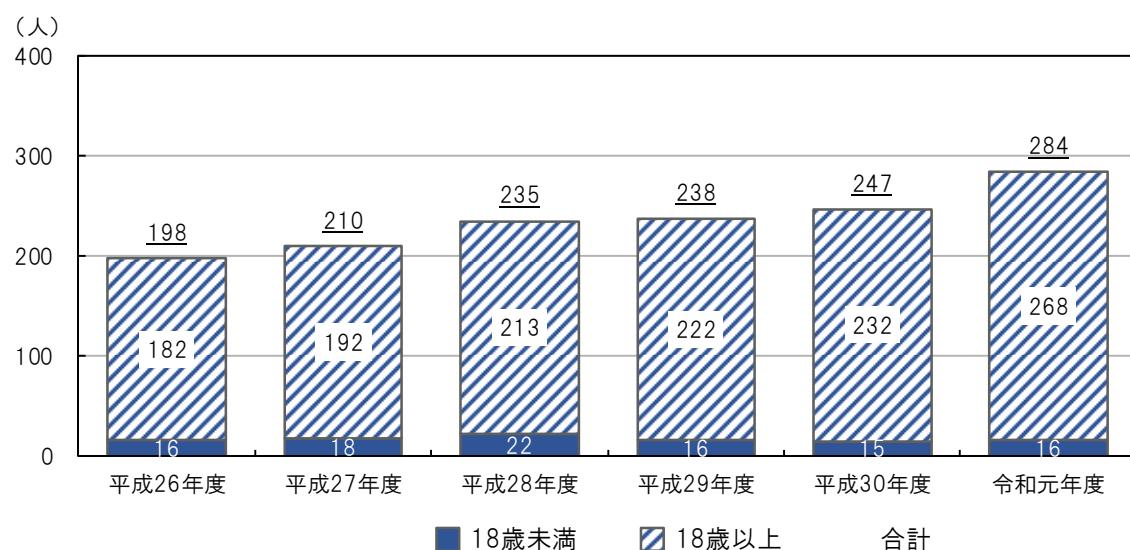
⑤ 福祉サービスの利用状況

本市の障害福祉サービス利用者数は増加傾向にあり、令和元年度現在284人となっています。

障がい児へのサービス利用者数は、令和元年度には260人と、平成26年度から4倍以上の増加となっています。

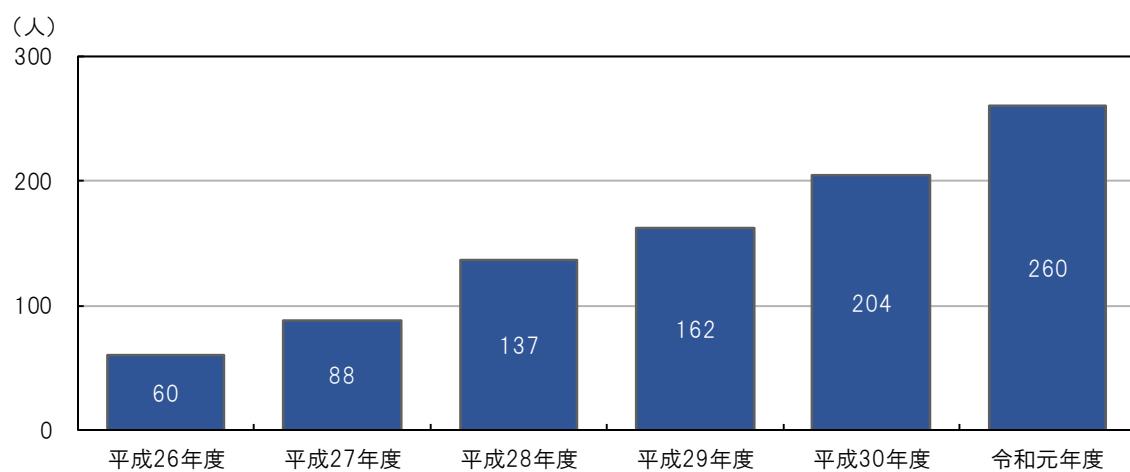
地域生活支援事業の利用者数は、18歳未満は減少傾向ですが、18歳以上の利用者数は増加傾向にあります。

■障害福祉サービス利用者数（実人数）の推移



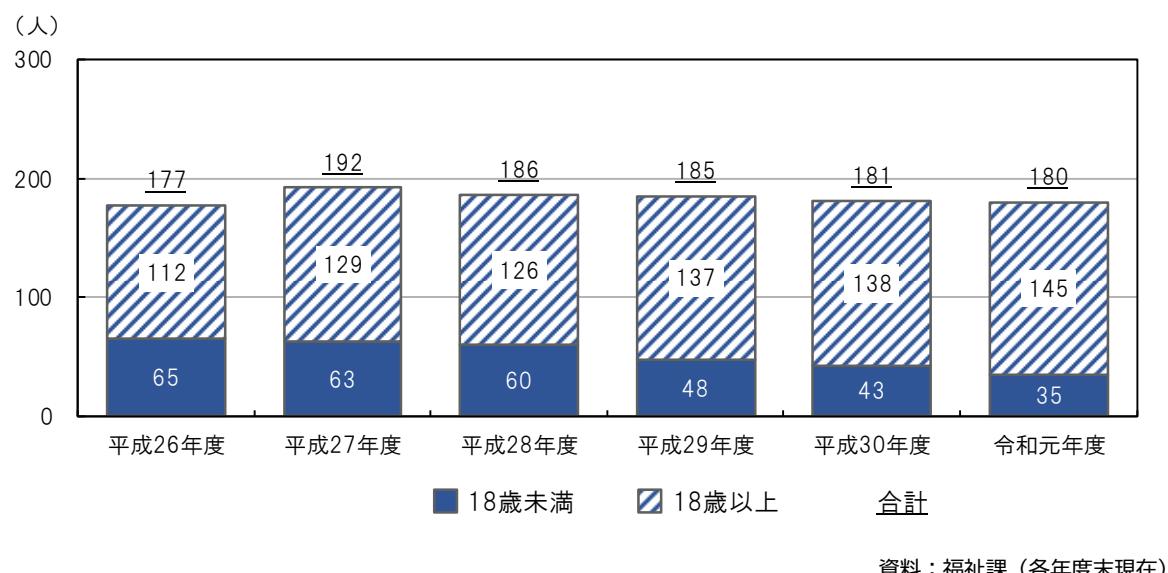
資料：福祉課（各年度末現在）

■障がい児のサービス利用者数（実人数）の推移

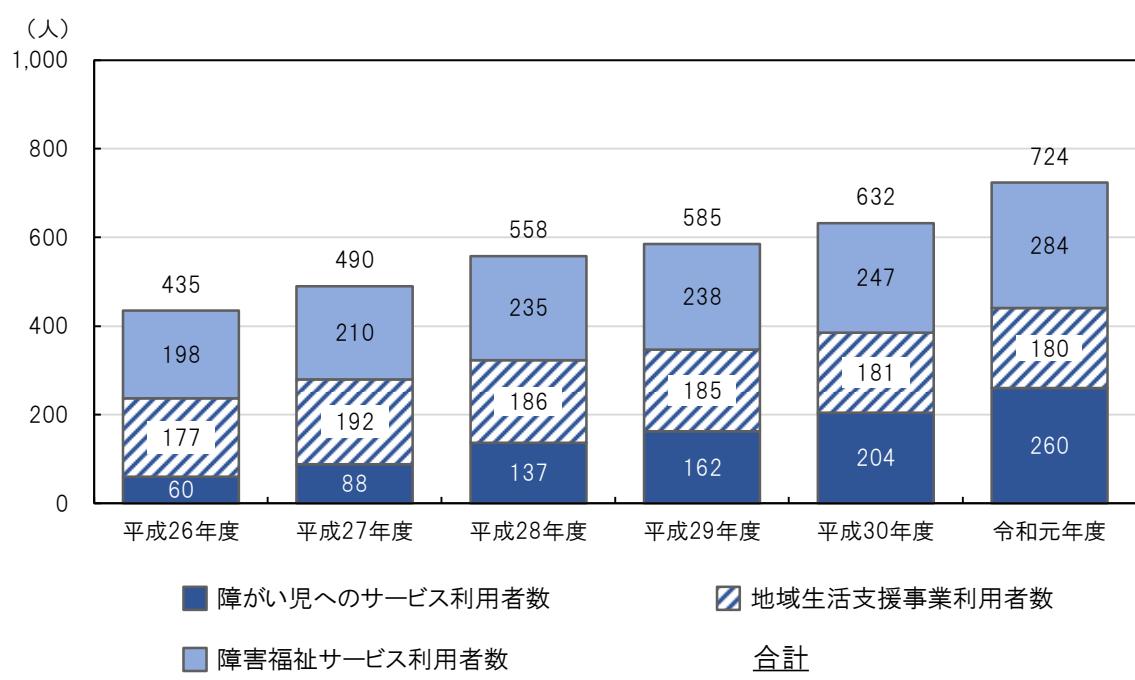


資料：福祉課（各年度末現在）

■地域生活支援事業利用者数（実人数）の推移



■各福祉サービスの利用者数の推移

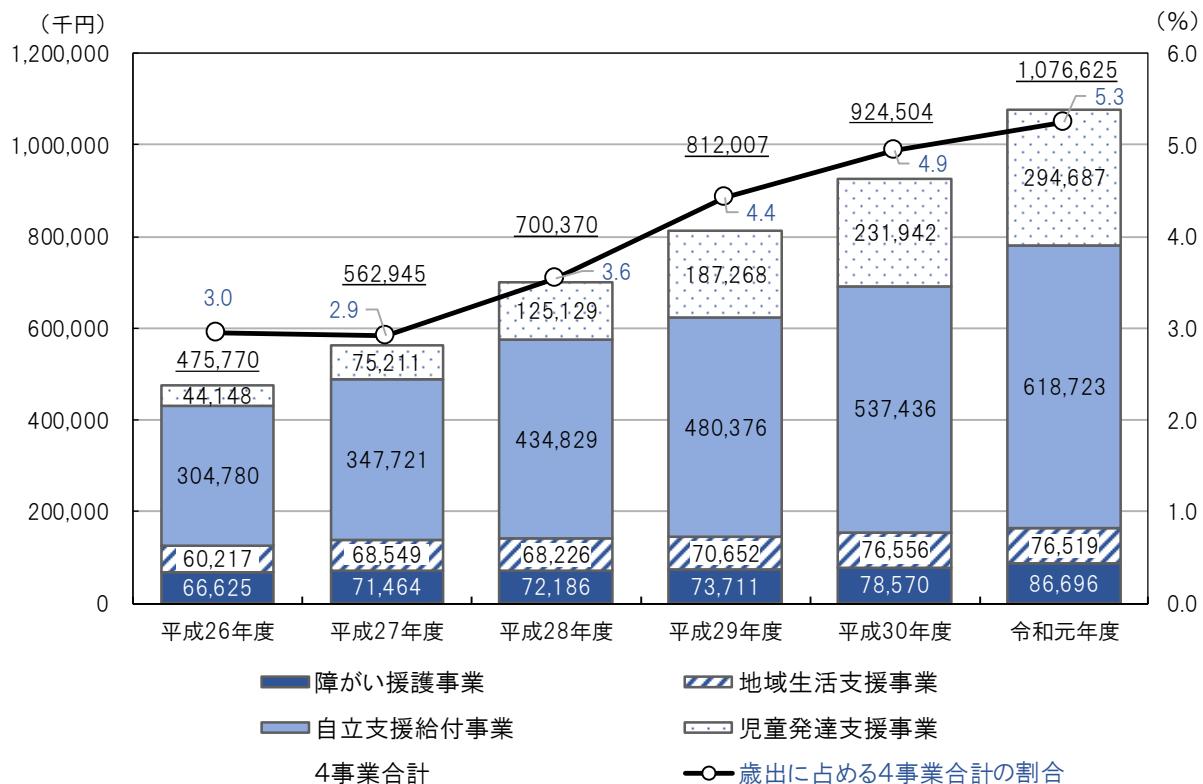


⑥ 各福祉サービス事業の費用及び歳出に占める割合

本市の各福祉サービス事業の費用は増加傾向にあり、令和元年度は4事業合計が1,076,625千円となっています。

本市歳出に占める割合は令和元年度には5.3%となっています。

■各福祉サービス事業の費用及び歳出に占める割合の推移



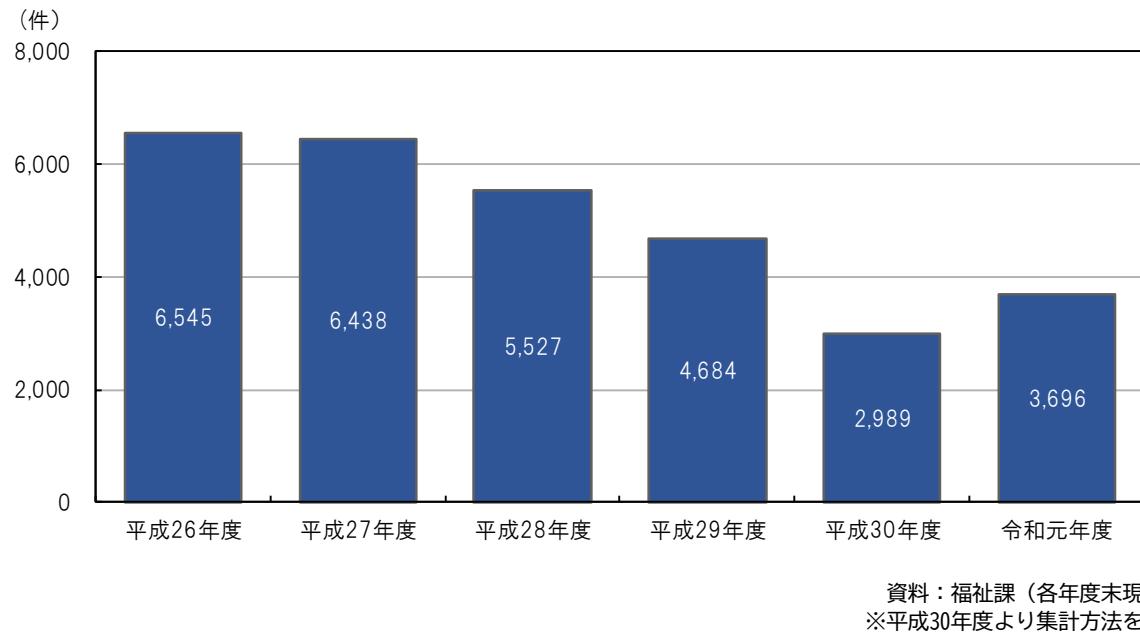
資料：福祉課（各年度末現在）

⑦障がい者基幹相談支援センター等相談件数の状況

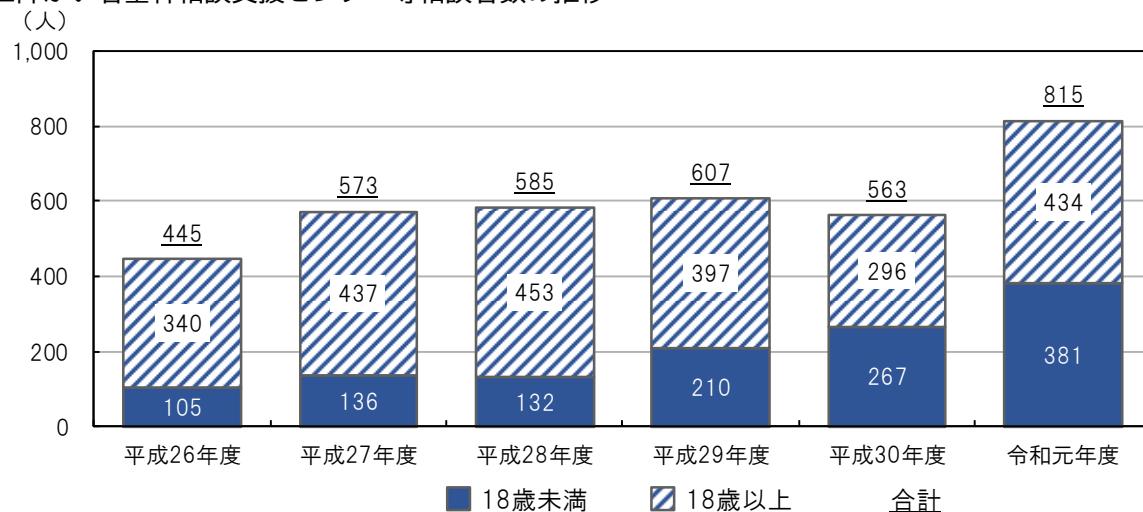
本市の障がい者基幹相談支援センター等相談件数は、平成30年度まで減少傾向にありましたが、令和元年度には増加に転じています。

相談者数は、平成30年度までは増減を繰り返していましたが、令和元年度に大幅に増加しています。

■障がい者基幹相談支援センター等相談件数の推移



■障がい者基幹相談支援センター等相談者数の推移

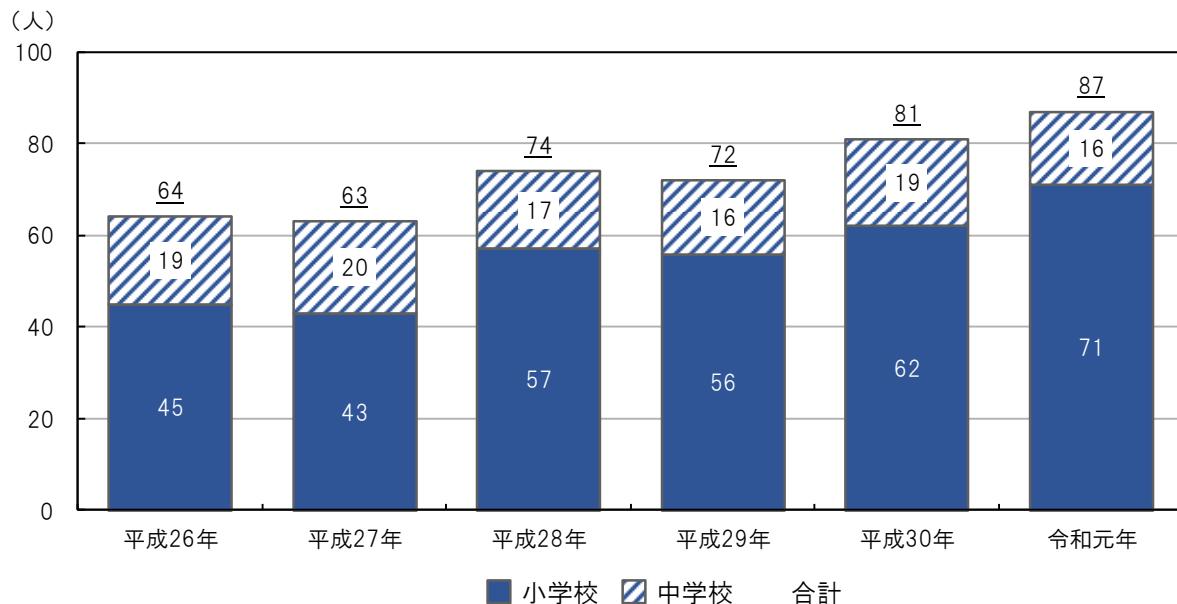


資料：福祉課（各年度末現在）

⑧ 特別支援学級在籍者数の状況

本市の特別支援学級在籍者数は増加傾向にあり、令和元年現在87人となっています。

■特別支援学級在籍者数の推移



資料：福祉課（各年5月1日現在）

⑧ 難病の状況

障害者総合支援法において難病患者は、平成25年4月より対象となり、その後、数回にわたり対象の範囲の見直しが行われています。

<見直しの経過>

- ① 平成27年1月～ 第1次対象疾病見直し 130疾病 ⇒ 151疾病
- ② 平成27年7月～ 第2次対象疾病見直し 151疾病 ⇒ 332疾病
- ③ 平成29年4月～ 第3次対象疾病見直し 332疾病 ⇒ 358疾病
- ④ 平成30年4月～ 第4次対象疾病見直し 358疾病 ⇒ 359疾病
- ⑤ 令和元年7月～ 第5次対象疾病見直し 359疾病 ⇒ 361疾病

■指定難病特定医療費支給認定者数の推移

(人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
長久手市	282	301	307	271	274	302
愛知県	3,018	3,171	3,280	2,913	2,835	2,993

<主な疾患（上位6位）>

- ・潰瘍性大腸炎（52人） ・クローン病（26人） ・パーキンソン病（25人）
- ・全身性エリテマトーデス（17人） ・重症筋無力症（13人） ・皮膚筋炎／多発性筋炎（13人）

4 意識調査等からみる地域福祉の現状

本市の障がい福祉に関する現状を把握するために、以下の調査等を実施しました。調査結果を踏まえ、特に本市の特性などが分かるものを記載します。各意識調査の詳細は、市のホームページに掲載しています。

<https://www.city.nagakute.lg.jp/soshiki/fukushibu/fukushika/2/3/1006.html>



(1) 調査等の概要

① 障がいに関する当事者への意識調査

- 調査対象：市内在住の障害者手帳所持者及び福祉サービス利用者
- 調査期間：令和2年1月31日～令和2年2月29日
- 調査方法：郵送による配布・回収
- 回収状況：配布数1,797通 有効回収数898通 有効回収率50.0%

② 農業従事者への調査

- 調査対象：本市近郊の農業従事者
- 調査期間：令和2年1月29日～令和2年2月29日
- 調査方法：郵送による配布・回収
- 回収状況：配布数503通 有効回収数59通 有効回収率11.7%

③ 相談支援専門員への調査

- 調査対象：市内の相談支援専門員
- 調査期間：令和2年3月16日～令和2年4月17日
- 調査方法：郵送による配布・回収
- 回収状況：配布数11通 有効回収数11通 有効回収率100.0%

④ 障害福祉サービス提供事業所への調査

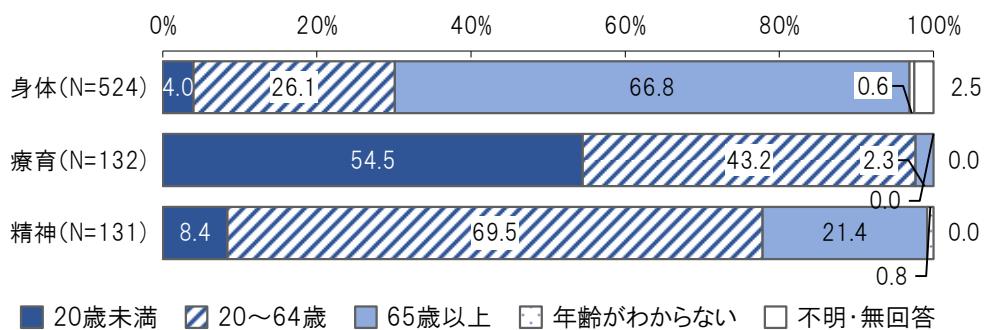
- 調査対象：市内の障害福祉サービス提供事業所
- 調査期間：令和2年3月16日～令和2年4月17日
- 調査方法：郵送による配布・回収
- 回収状況：配布数34通 有効回収数29通 有効回収率85.3%

⑤ 家族会・団体へのヒアリング調査・（意識調査の自由記述含む）

- 調査対象：市内で活動する家族会・ボランティア団体等
- 調査期間：令和2年1月30日～令和2年4月30日
- 調査方法：ヒアリングシートを基に聞き取りまたは郵送による配布・回収
- 参加団体：計17団体へのヒアリングの実施

(2) 当事者への調査

① 回答者の障がい種別ごとの年齢

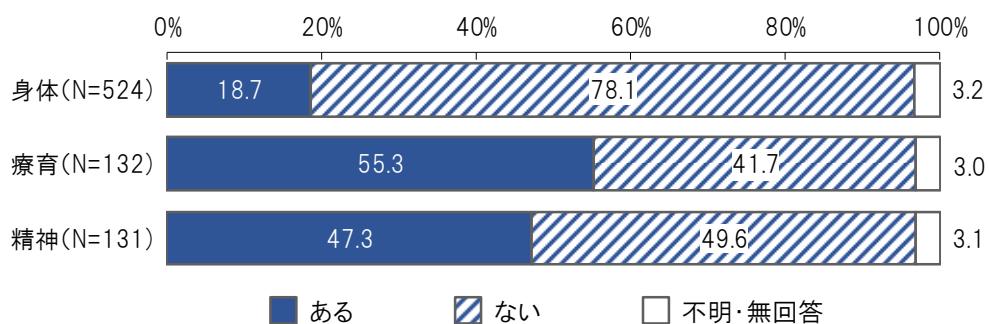


② 現在、あなたは、悩んでいることや相談したいことがありますか。

上位3位

区分	身体 (N=524)	療育 (N=132)	精神 (N=131)
第1位	・自分の健康や治療のこと ・特にない	・特にない ・自分の健康や治療のこと	・自分の健康や治療のこと ・生活費など経済的なこと
第2位		・自分の介助や介護のこと ・就学や進学のこと	
第3位	・自分の介助や介護のこと	・外出や移動のこと	・仕事や就職のこと

③ 障がいがあるために差別を受けたり、嫌な思いをしたことはありますか。



■差別を受けたり、嫌な思いをした場所（上位3位）

区分	身体 (N=98)	療育 (N=73)	精神 (N=62)
第1位	・店舗や公園などの外出先	・学校	・仕事場
第2位	・公共交通機関	・店舗や公園などの外出先	・学校
第3位	・学校	・病院などの医療機関	・病院などの医療機関

④ より安心して暮らしていくためにはどういった配慮や取組が必要だと思いますか。

上位3位

区分	身体 (N=447)	療育 (N=117)	精神 (N=113)
第1位	・道路などでの段差の解消	・障がい特性に関する啓発	・障がい特性に関する啓発
第2位	・施設内のバリアフリー化	・障害者差別解消法の周知	・障害者差別解消法の周知
第3位	・障害者差別解消法の周知	・施設内のバリアフリー化	・道路などでの段差の解消

※「不明・無回答」を除く。

⑤ 障がいのある人が会社などで就労するにあたり、どのような配慮が必要だと思いますか。

上位3位

区分	身体 (N=441)	療育 (N=127)	精神 (N=122)
第1位	・職場の人たちが障がいの特性を理解すること	・職場の人たちが障がいの特性を理解すること	・職場の人たちが障がいの特性を理解すること
第2位	・職場内で相談や支援をする人がいること	・職場内で相談や支援をする人がいること	・職場内で相談や支援をする人がいること
第3位	・体の調子が悪いときに休めること	・外部で困ったときの相談先があること	・体の調子が悪いときに休めること

※「不明・無回答」を除く。

⑥ あなたが安心して地域で生活するにはどのような支援が必要ですか。

上位3位

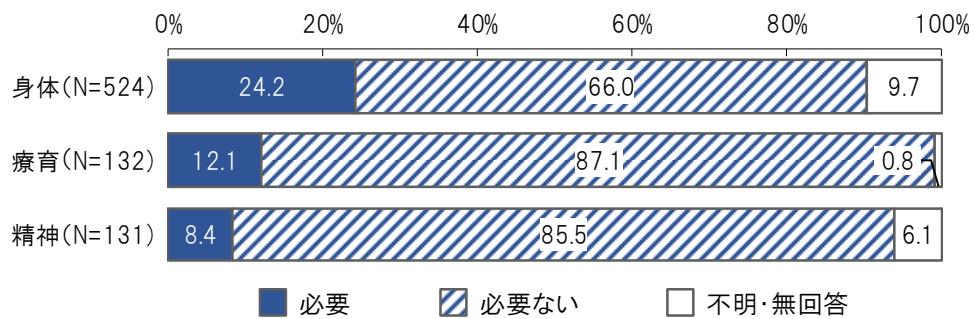
区分	身体 (N=524)	療育 (N=132)	精神 (N=131)
第1位	・医療機関の充実	・日中に通える場所	・困ったことを相談できる場所
第2位	・困ったことを相談できる場所	・困ったことを相談できる場所	・就労するための支援・サービス
第3位	・緊急時に行くことができる場所	・緊急時に行くことができる場所	・医療機関の充実

⑦ あなたが災害発生時に不安に思うことは何ですか。

上位3位

区分	身体 (N=524)	療育 (N=132)	精神 (N=131)
第1位	・避難所の障がいへの配慮	・避難所の障がいへの配慮	・避難所の障がいへの配慮
第2位	・避難所で必要な医療や設備があるか心配である	・災害に関する情報を入手できるかわからない	・避難所で必要な医療や設備があるか心配である
第3位	・災害に関する情報を入手できるかわからない	・避難所で必要な医療や設備があるか心配である	・災害に関する情報を入手できるかわからない

⑧ 現在「医療機器等の使用」または「医療的ケアの必要」がありますか。



■必要としている「医療機器」または「医療的ケア」の内容

区分	身体 (N=127)	療育 (N=16)	精神 (N=11)
第1位	・その他	・その他	・その他
第2位	・酸素吸入 ・導尿	・たんの吸引 ・経管栄養	・導尿 ・インスリン投与

⑨ 長久手市の施策において、もっとも優先すべきと考えるもの

上位3位

区分	身体 (N=524)	療育 (N=132)	精神 (N=131)
第1位	・障がい及び障がいのある人に対する理解の促進	・障がい及び障がいのある人に対する理解の促進 ・障がいのある子どもの教育・育成に関する施策	・障がい及び障がいのある人に対する理解の促進
第2位	・医療費・福祉サービス利用時の負担軽減に関する施策		・雇用・就労の促進に関する施策
第3位	・手当などの経済的給付の充実	・障害福祉サービスの充実のための施策	・手当などの経済的給付の充実

⑩ お子さんの発達や障がいに関して、気になった時期に困ったことはどのようなことですか。

上位3位

区分	身体 (N=21)	療育 (N=72)	精神 (N=11)
第1位	・相談機関が分からなかつた	・必要な支援（サービス）を利用するまでに時間がかかった	・お子さんへの接し方が分からなかつた
第2位	・必要な支援（サービス）を利用するまでに時間がかかった ・身近に悩みや不安を話せる人がいなかつた	・専門の医療機関で診てもうまでに時間がかかった	・専門の医療機関で診てもうまでに時間がかかった
第3位		・お子さんへの接し方が分からなかつた	・専門の医療機関が分からなかつた

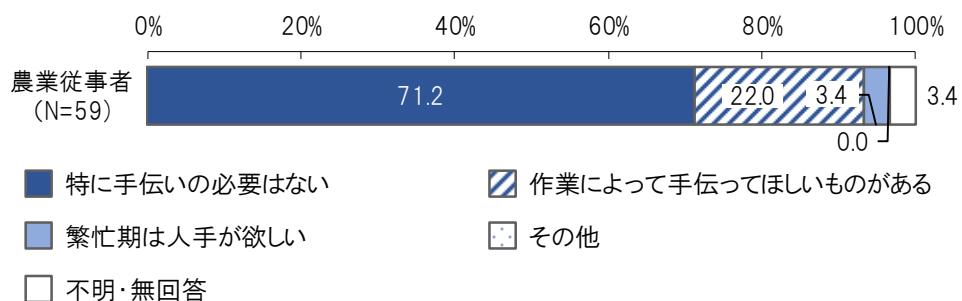
⑪ お子さんとご家族が安心して生活するために、どのような取組の充実が必要だと思いますか。

上位3位

区分	身体 (N=21)	療育 (N=72)	精神 (N=11)
第1位	・関係機関の連携（医療・保育・教育・福祉等）	・総合的な相談窓口（生まれてから卒業、就労までの一貫した相談体制）	・総合的な相談窓口（生まれてから卒業、就労までの一貫した相談体制）
第2位	・福祉サービスの充実（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）	・福祉サービスの充実（児童発達支援・放課後等デイサービスなど） ・関係機関の連携（医療・保育・教育・福祉等）	・福祉サービスの充実（児童発達支援・放課後等デイサービスなど） ・障がいのある子どもへの理解や知識向上
第3位	・総合的な相談窓口（生まれてから卒業、就労までの一貫した相談体制）		

(3) 農業従事者への調査

① 農作業に関して、お手伝いできることはありますか。どんな作業がありますか。



■農作業でお手伝いできそうな作業の内容（上位3位）

区分	農業従事者 (N=13)
第1位	・雑草抜き
第2位	・野菜などの収穫
第3位	・袋詰め・箱詰め

② 障がいのある人に農作業を依頼する場合、どのようなことが分かりにくいですか。

上位4位

区分	農業従事者 (N=59)
第1位	・どんな作業ができるのか分からない
第2位	・作業をうまく教えることができるか不安
第3位	・費用などの金銭面
第4位	・作業の質が担保できるか不安

(4) 相談支援専門員への調査

① 業務を進めるうえで、負担感はどのようなことがありますか。

上位5位

区分	相談支援専門員 (N=11)	
第1位	・困難ケースの対応に手間がかかってしまう	
第2位	・担当する件数が多い ・自身の力量に不安がある	・相談支援専門員の業務範囲が明確ではない
第5位	・記録する書式が多く手間がかかる	

■ケース支援における困り事の内容（上位5位）

区分	相談支援専門員 (N=11)	
第1位	・地域に必要な資源がない	
第2位	・利用者と家族の意見が相違する場合の調整 ・家族にも支援が必要な人がいる	
第4位	・制度に当てはまらない支援	・サービス提供事業所とのマッチング

② 強度行動障害における課題があれば教えてください。

上位3位

区分	相談支援専門員 (N=11)	
第1位	・実際の支援の現場で人材養成（研修）ができる仕組みづくり	
第2位	・強度行動障害の基礎的な知識の普及・啓発 ・個室などの環境整備のための金銭面での支援	

③ 高次脳機能障害のある人の支援をしていくうえで、どのような課題がありますか。

上位3位

区分	相談支援専門員 (N=11)	
第1位	・高次脳機能障害の基礎的な知識の普及・啓発	
第2位	・家族や地域等における障がい特性を含めた理解	
第3位	・地域において支援できる事業所がない ・本人の能力向上のための訓練が実施できる場の整備 ・外見では障がいがあることが分かりにくく、本人も自覚が難しいこと	

④ 長期入院や施設入所から地域に移行し、生活できるようにするために、どのようなサービスや支援が充実すれば、可能となる見込みがあると思われますか。

上位3位

区分	相談支援専門員 (N=11)	
第1位	・移行準備期間から医療と福祉等が連携した支援体制の構築	
第2位	・訪問系の障害福祉サービスの充実	
第3位	・グループホームの充実 ・ご本人のことを理解し、継続的にかかわる人材（寄り添う人）の確保	・医療的ケアの提供体制の充実

(5) 障害福祉サービス提供事業所への調査

① 運営上の不安を教えてください。

上位3位

区分	障害福祉サービス提供事業所 (N=29)
第1位	・職員の人材育成が難しい
第2位	・専門職の確保が難しい ・事務作業量が多い ・運営・活動資金のやりくりが難しい

② 参加を希望する研修の内容があれば教えてください。

障がい特性についての基礎知識や各種障がいに関する研修を望む声が多くありました。また、関わり方や距離の取り方などの希望も多くありました。

■参加を希望する研修の内容（概要）

研修内容
・障がい特性についての基礎
・障がいを持つ方へのかかわりに関する基本的姿勢
・強度行動障害など難しいケースの障がいについて

③ 利用者や家族から相談を受けたことがありますか。

上位3位

区分	障害福祉サービス提供事業所 (N=29)
第1位	・金銭管理について
第2位	・近隣など地域とのトラブル
第3位	・成年後見制度の利用について ・障がいへの不理解、偏見について

(6) 家族会・団体へのヒアリング調査（意識調査の自由記述含む）

家族会や団体ヒアリング、市民意識調査の自由記述などを通じて、アンケート調査等では拾いきれない声をうかがいました。

① 障がいのある人に対する本市の良いところ、課題など

主な意見

良いところ	障がいのある方も「まつり」などに参加される。補助犬の育成・普及活動を行っている。 団体の取組に対して、社会福祉協議会はとても前向きに取り組んでくれる。 住み慣れた場所で安心して暮らせるまちづくりをしようという雰囲気がある。 福祉ガイド作成とその内容のわかりやすさ。 「ながふく商店」の継続は、障がいのある人のやりがいや市民との接点があり良い。 文化の家の講演や市役所窓口でも手話通訳を配置して対応しているのは良い。 障がいのある人に対する個別支援が行き届いている。
	防災訓練の内容が毎年同じで、案内等が障がいのある人への配慮がないように感じた。
	個人情報の壁があり、支援をしたくても障がいのある人の情報が分からぬ。
	障がいのある人は、支援機関とつながっているが、地域とのつながりがないように感じる。 隣近所、自治会などのコミュニティからは孤立しているように感じる。
	一定以上の程度の障がいのある子どもが通える学校が長久手市内にない。
	聴覚障がいのある人に対する理解があまりなく、口頭や音声だけでは伝わらないこともある。
改善したいところ・課題など	障がい者も健常者も同じ空間で普通に過ごせるようになってほしい。
	市内事業所で人員不足になっていることが多いので、もっと多くの人材を育成するべき。
	福祉の課題に対して、利用者、事業所等とともに継続して取り組んでいってほしい。
	必要な人に必要な支援がされ続けるよう、支援員の負担を減らすための選択肢を増やすこと。
	親亡きあとでも安心して暮らし続けられるように、住まいや生活費などの支援。
	駅までの移動が大変なため、玄関から目的地までの移動の支援が増えてほしい。
	親同士の交流がもっと増えると良いため、交流会や親子教室などのきっかけが欲しい。
	診断書が無くても子どもの発達を相談できる場所や通いの場は必要である。
	障がいがある人が働くのが珍しくない環境がもっとあればいいのに。
	幼いときから療育を受けやすく、進学などで環境が変わっても支援が続くようにしてほしい。

② 地域の課題を解決するために取り組むべきこと

課題	内容
福祉サービス以外のふらっと立ち寄れる居場所が少ない（居場所）	<ul style="list-style-type: none"> ○居場所に行くためにはバス等の交通手段の確保。 ○視覚障がい者のサークル等、当事者同士で交流できるような会や場所があるとよい。 ○民間企業の場所を借り、健康運動に取り組んでいるが、障がい者も参加できるようにしてはどうか。 ○あまり利用されていない集会場等も活用できるとよい。 ○市民の障がいに対する理解が深まれば、障がいの有無に関わらず、みんなが楽しめる居場所が増えると思う。 ○共生ステーションが居場所になるよう、活用する。
地域における障がいのある人への理解が少ない（周知啓発）	<ul style="list-style-type: none"> ○小学生（できれば保育園）の段階から障がいに関する理解を進めることが大切。 ○障がいが外見からはわからない方への支援が少ないと、ヘルプマークなどをもっと活用する。 ○自治会の回覧版に障がいに関する周知・啓発を行うチラシを入れる。 ○障がい者支援センターが開設されるため、ボランティアとしてお手伝いに行き、支援の輪を広げる。
交流機会が不十分（交流）	<ul style="list-style-type: none"> ○普段から障がいのある人と交流することができる場所があると良い。 ○障がいのある人が外に出る機会、人と会える機会を設ける。
財産の管理や契約の必要性の確認などの支援が行き届いていない（権利擁護）	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度を知らない方は多いと思う。もっと周知をしたほうが良いと思う。 ○専門知識を学べる機会があると良い。 ○成年後見制度の利用を促進する。当事者がどのような支援を望んでいるのか聞いてみる。 ○市民後見人制度の充実。
災害時の避難先やその体制、支援者などが整備されていない（災害時等対応）	<ul style="list-style-type: none"> ○市民、企業、団体に呼びかけ、災害時対応検討チームをつくり、その中で対応策を検討する。 ○障がいのある人も積極的に避難訓練に参加する。 ○日頃から障がいのある人がどこに住んでいるか把握する必要がある。 ○日頃からの隣人との仲良く声かけが大事になる。 ○障がいのある人でも避難できるところを増やす。 ○避難所に、ヘルパー・手話通訳者、医療従事者の派遣が必要。

5 意識調査の経年比較

本市の障がいに関する現状や課題の時系列による変化を把握するために、実態調査の経年比較を行いました。

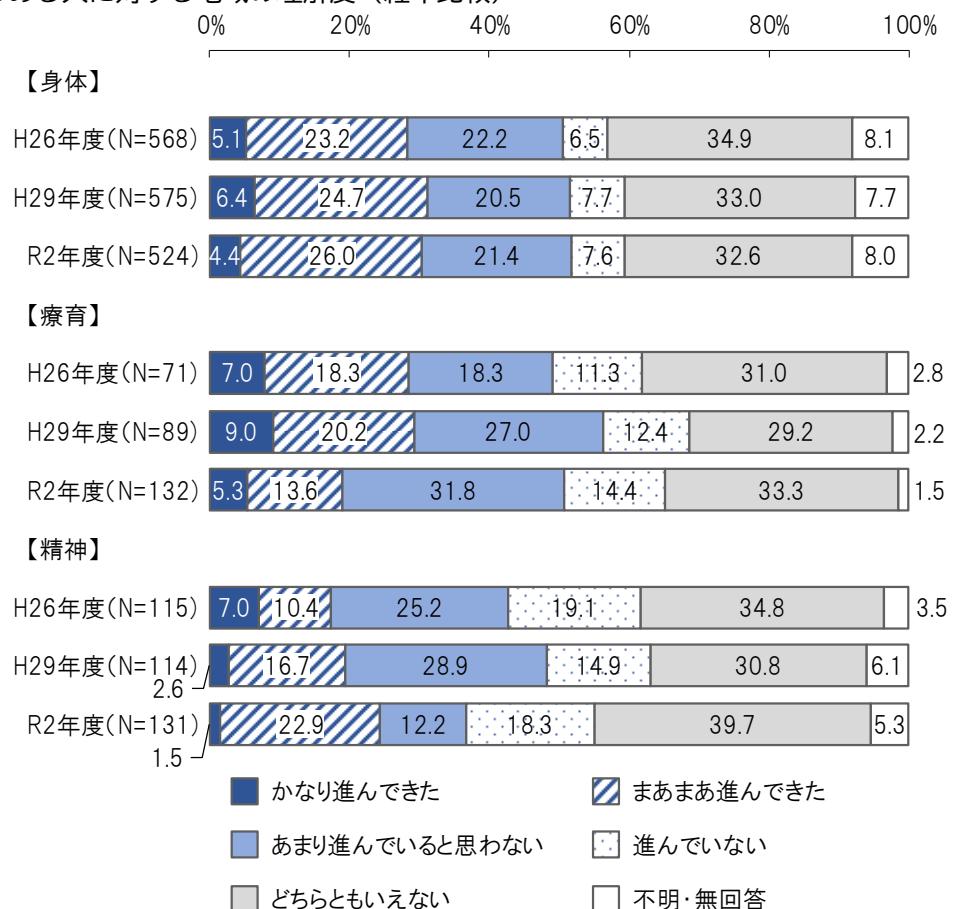
(1) 比較に使用した調査

- 平成26年度調査（実施時期：平成26年5月～6月、回収数：757件）
- 平成29年度調査（実施時期：平成29年3月～4月、回収数：792件）
- 令和2年度調査（実施時期：令和2年1月～2月、回収数：898件）

(2) 経年比較結果

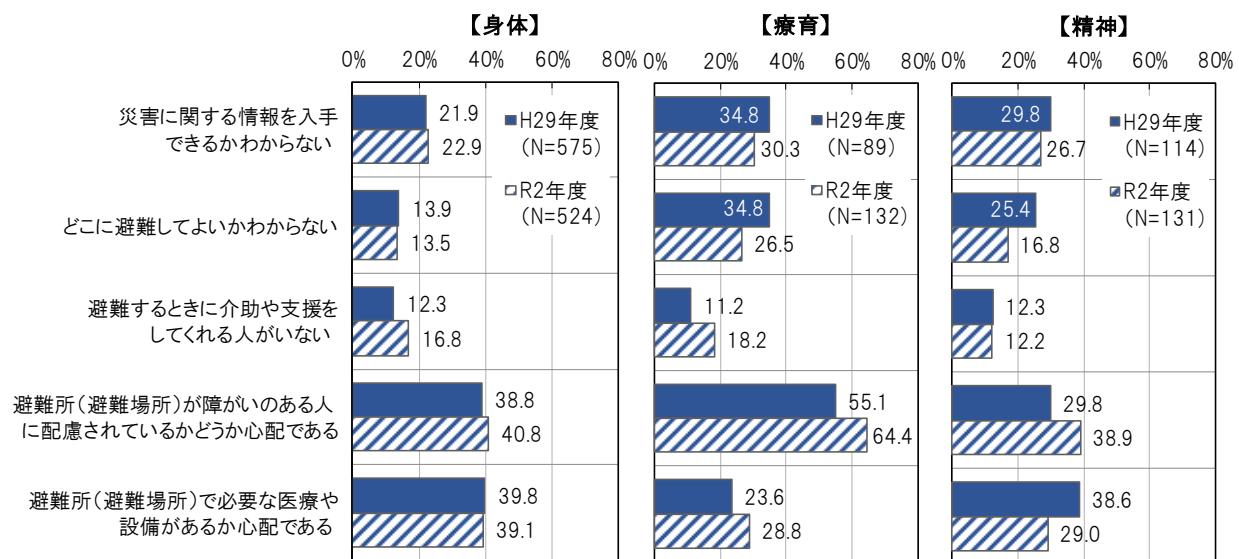
① 障がいのある人に対する地域の理解度

■障がいのある人に対する地域の理解度（経年比較）



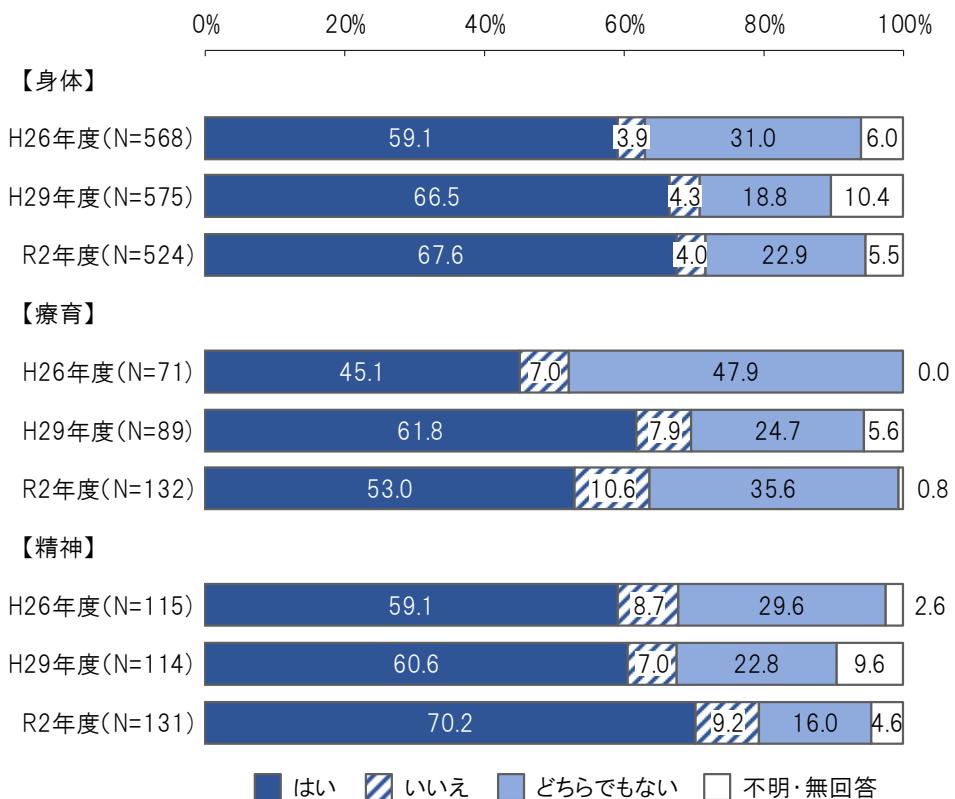
②災害発生時に不安に思うこと

■災害発生時に不安に思うこと（経年比較）※「その他」「特ない」「不明・無回答」を除く



③長久手市は暮らしやすいまちか

■長久手市は暮らしやすいまちか



6

実態調査からみる地域特性

本市の障がいに関する地域特性等を把握するために、実態調査の結果を小学校区別に集計し、結果を確認しました。

(1) 小学校区ごとの回答数

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ・長久手小学校区（回答数：173） | ・北小学校区（回答数：176） |
| ・西小学校区（回答数：126） | ・南小学校区（回答数：167） |
| ・東小学校区（回答数：84） | ・市が洞小学校区（回答数：128） |

(2) 地域比較

① あなたが安心して地域で生活するにはどのような支援が必要ですか。

■安心して地域で生活するために必要な支援（上位5位）

※市全体の値よりも一定程度ポイントの高いものに下線をつけています。

区分	長久手小学校区（N=173）	西小学校区（N=126）	東小学校区（N=84）
第1位	困ったことを相談できる場所	<u>緊急時に行くことができる場所</u>	<u>緊急時に行くことができる場所</u>
第2位	緊急時に行くことができる場所	医療機関の充実	困ったことを相談できる場所
第3位	医療機関の充実	困ったことを相談できる場所	<u>身体の介護を頼める人</u>
第4位	日中に通える場所 外出のときの支援・サービス	外出のときの支援・サービス	日中に通える場所
第5位		身体の介護を頼める人	<u>掃除や洗濯などの家事を頼める人</u> 医療機関の充実

区分	北小学校区（N=176）	南小学校区（N=167）	市が洞小学校区（N=128）
第1位	困ったことを相談できる場所	困ったことを相談できる場所	<u>困ったことを相談できる場所</u>
第2位	緊急時に行くことができる場所	医療機関の充実	医療機関の充実
第3位	医療機関の充実	緊急時に行くことができる場所	日中に通える場所
第4位	外出のときの支援・サービス	日中に通える場所	外出のときの支援・サービス
第5位	日中に通える場所	外出のときの支援・サービス	緊急時に行くことができる場所

② あなたが災害発生時に不安に思うことは何ですか。

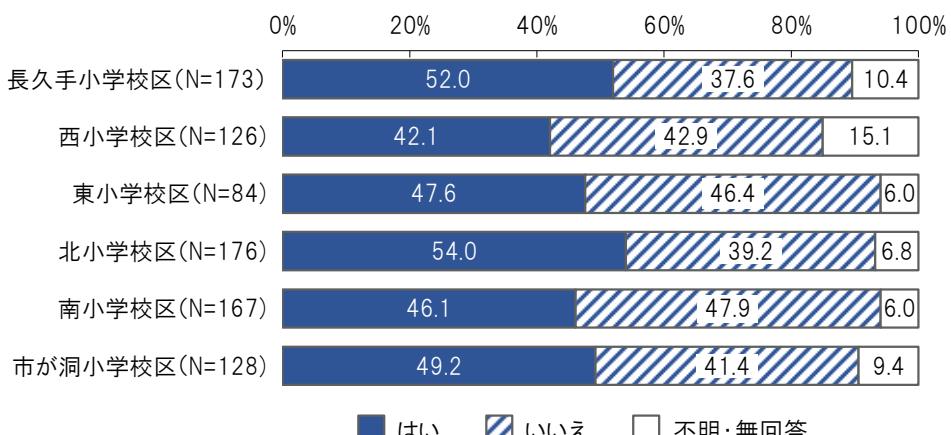
■災害発生時に不安に思うこと（上位5位）

※市全体の値よりも一定程度ポイントの高いものに下線をつけています。

区分	長久手小学校区 (N=173)	西小学校区 (N=126)	東小学校区 (N=84)
第1位	避難所（避難場所）が障がいのある人に配慮されているかどうか心配である	避難所（避難場所）が障がいのある人に配慮されているかどうか心配である	避難所（避難場所）が障がいのある人に配慮されているかどうか心配である
第2位	避難所（避難場所）で必要な医療や設備があるか心配である	避難所（避難場所）で必要な医療や設備があるか心配である	避難所（避難場所）で必要な医療や設備があるか心配である
第3位	特にない	災害に関する情報を入手できるかわからない	災害に関する情報を入手できるかわからない
第4位	災害に関する情報を入手できるかわからない	特にない	特にない
第5位	避難するときに介助や支援をしてくれる人がいない	どこに避難してよいかわからない	どこに避難してよいかわからない 避難するときに介助や支援をしてくれる人がいない

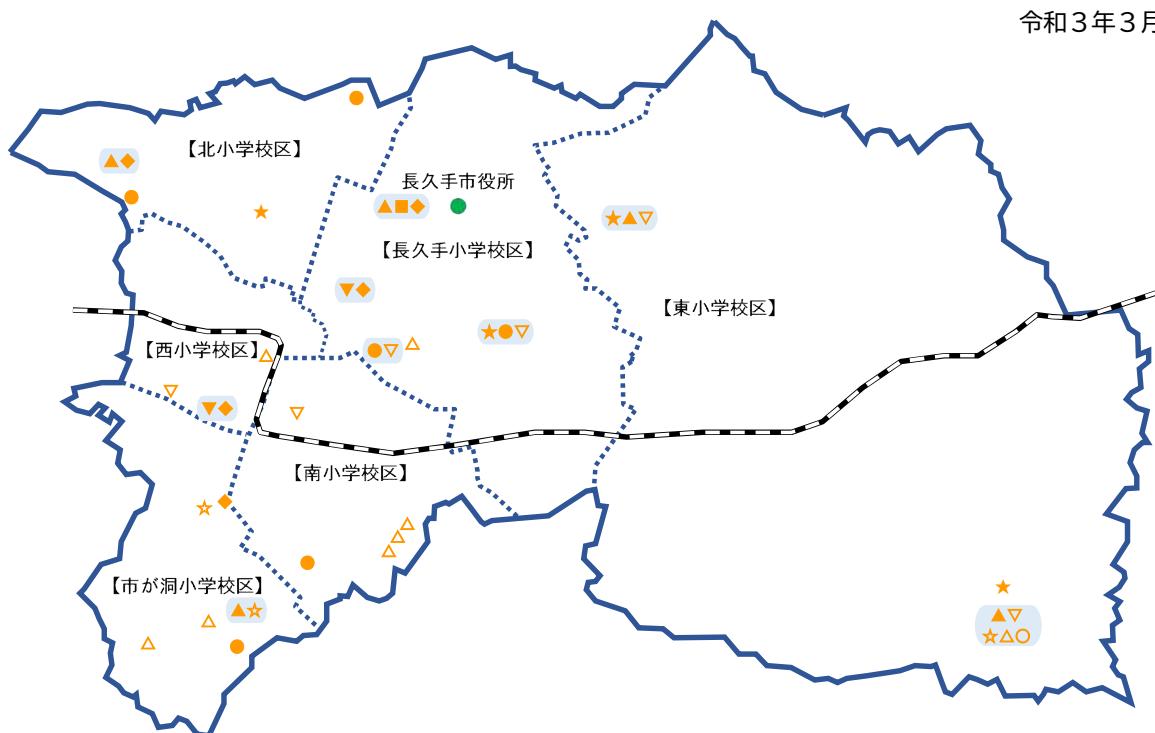
区分	北小学校区 (N=176)	南小学校区 (N=167)	市が洞小学校区 (N=128)
第1位	避難所（避難場所）が障がいのある人に配慮されているかどうか心配である	避難所（避難場所）が障がいのある人に配慮されているかどうか心配である	避難所（避難場所）が障がいのある人に配慮されているかどうか心配である
第2位	避難所（避難場所）で必要な医療や設備があるか心配である	避難所（避難場所）で必要な医療や設備があるか心配である	避難所（避難場所）で必要な医療や設備があるか心配である
第3位	災害に関する情報を入手できるかわからない	災害に関する情報を入手できるかわからない	特にない
第4位	避難するときに介助や支援をしてくれる人がいない	特にない	災害に関する情報を入手できるかわからない
第5位	特にない	避難するときに介助や支援をしてくれる人がいない	どこに避難してよいかわからない 避難するときに介助や支援をしてくれる人がいない

③災害発生時の避難に手助けが必要か



7 事業所マップ

令和3年3月時点



サービス		事業所数	事業所名
★	相談支援	4	長久手市障がい者基幹相談支援センター（社会福祉協議会）／相談支援ぴっと／相談支援おかげさん／相談支援とーたす
●	居宅介護	6	ハートフルハウス訪問介護事業所ひなたぼっこ／愛知たいようの杜ヘルパーステーションひだまり／生活支援センターあっと／介護ステーション・更紗（さらさ）／ヘルパーステーションあんのん／ヘルパーステーションココ
○	移動支援	5	ハートフルハウス訪問介護事業所ひなたぼっこ／愛知たいようの杜ヘルパーステーションひだまり／生活支援センターあっと／介護ステーション・更紗（さらさ）／ヘルパーステーション ココ
▲	生活介護	5	たかぎ作業所／日中活動支援センターかわせみ工房／障がい福祉サービスつばさ／生活介護きらり／mirai 喜んと木
▼	就労移行支援事業所	1	あるく長久手グリーンロード
■	就労継続支援 A型事業所	1	就労支援舞星（まいすたー）ジョブ長久手
◆	就労継続支援 B型事業所	5	たかぎ作業所／就労支援 楽種子（たのしーど）／IMOM 長久手／あるく長久手グリーンロード／サクラワークス。
☆	グループホーム	4	さがみねハウス／グループホーム mirai／こだまのいえ 枝ヶ池公園／みらいえ愛知
○	短期入所	1	ぴといん
△	放課後等デイサービス	8	ALES（アレス）／IPPO 長久手／北風と太陽 長久手／ぴゅん長久手／フォーリーフ はなみずき校／フォーリーフ ジョブトレ／ボカラポット／S.I.C. キッズ長久手校
△	児童発達支援	4	ALES（アレス）／北風と太陽 長久手／ぴゅん長久手／S.I.C. キッズ長久手校
▽	日中一時支援	5	創楽（そら）／かわせみ工房／百（もも）／せん／障がい福祉サービスつばさ

8 ライフステージ別の支援一覧

本市では、それぞれのライフステージに応じて以下のような支援を行っています。

ライフステージ	0歳 乳幼児期	6歳 就学期	12歳 15歳	18歳 成人期	20歳	65歳 高齢期
相談等	障がい者基幹相談支援センター 地域共生ステーション等で巡回相談			個別訪問調査		
保健・医療	医療費助成(子ども医療費助成、障害者医療費助成、自立支援医療費助成(精神通院)、精神障害者医療費助成、後期高齢者医療費助成)			日常生活自立支援事業 成年後見制度利用支援事業		
ライフステージに沿った支援	未熟児養育医療 自立支援医療(育成医療)	小児慢性特定疾病医療		自立支援医療(更生医療)		
日中活動の支援	【障害児通所支援】 ○児童発達支援 ○保育所等訪問支援 ○放課後等デイサービス	○障がい児保育 ○特別支援教育 ○放課後児童健全育成事業		【障害福祉サービス】※1 ○訪問系サービス※2 ○日中活動系サービス※3		介護保険事業 高齢者福祉事業
住まいの支援	○移動支援 ○日中一時支援 ○訪問入浴サービス ○地域活動支援センター	【地域生活支援事業】 ○障がい児入所支援		【障害福祉サービス】 ○居住系サービス※4		
経済的支援	○特別児童扶養手当 ○障害児福祉手当			○障害基礎年金 ○障害厚生年金 ○特別障害者手当		
	○長久手市障害者手当 ○長久手市特別支援学校就学奨励金		○愛知県在宅重度障害者手当			

※1 障害福祉サービス…18歳以上の障がい者が対象ですが、18歳未満でも利用できる場合があります。

※2 訪問系サービス…居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

※3 日中活動系サービス…生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型、医療型）

※4 居住系サービス…施設入所支援、グループホーム、自立生活援助

資料編



1 策定組織

(1) 第4次長久手市障がい者基本計画等策定部会委員名簿

(敬称略・五十音順) ○委員長 ○副委員長

区分	所属・役職	氏名
	尾張東部地域相談支援アドバイザー	大谷 真弘
	長久手市身体障害者協会	加藤 勝
	長久手市自立支援協議会 就労支援部会長	後藤 俊輔
	希望の会	近藤 浩光
	ウェンディの箱	鈴木 厚子
	長久手市自立支援協議会 児童教育支援部会長	鈴木 聖美
	特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター センター長	住田 敦子
	民生委員・児童委員協議会	高田 千津子
	長久手市自立支援協議会 福祉サービス支援部会長	竹田 晴幸
	瀬戸保健所 健康支援課 課長補佐	西川 恵子
	長久手市教育委員会	羽根 しげ子
○	社会福祉法人 長久手市社会福祉協議会 事務局長	見田 喜久夫
	ほっとクラブ	山口 恭美
○	愛知県立大学 教育福祉学部社会福祉学科 教授	吉川 雅博

(2) 長久手市障がい者自立支援協議会会員名簿（中間見直し）

(敬称略・五十音順) ◎委員長 ○副委員長

区分	所属・役職	氏名
	尾張東部障がい者就業・生活支援センタークト 長久手市 子ども部長	有田 幸奈
	医療法人和合会 和合病院	氏益 香菜
◎	愛知県立大学 教育福祉学部社会福祉学科 教授	宇都宮 みのり
	瀬戸保健所	岡元 洋子
	長久手市身体障害者福祉協会	加藤 勝
	長久手市 福祉部長	川本 満男
	特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター	住田 敦子
○	社会福祉法人百千鳥福祉会	竹田 晴幸
	名古屋東公共職業安定所	田中 一男
	長久手市教育委員会	桝 美生
	社会福祉法人長久手市社会福祉協議会	見田 喜久夫
	長久手市民生委員児童委員協議会	山口 恵子
	ほっとクラブ	山口 恭美
	学校法人滝の坊学園	渡辺 祥子

2 策定の経過

No.	年月日	会議等	内容
2019年			
①	12月10日	第1回 第4次障がい者基本計画等策定部会	策定方針、意識調査について
2020年			
②	1～2月 1～4月	手帳所持者等意識調査の実施 関係団体からの意見聴取	
③	2月19日	第2回 第4次障がい者基本計画等策定部会	策定方針、意識調査について(2)
④	2～3月 3～4月 3～4月	農従事者への意識調査 事業所への意識調査 相談支援専門員への意識調査	
⑤	継続的に実施	個別訪問調査 相談員が把握した未解決な地域課題	
⑥	6月23日	第3回 第4次障がい者基本計画等策定部会	意見聴取の結果・分析 重点施策(案)の検討
⑦	7月31日	障がい者自立支援協議会 本会議	報告・協議
⑧	9月11日	第4回 第4次障がい者基本計画等策定部会	計画骨子の検討
⑨	11月1日	広報ながくて11月号・策定経過チラシを全戸配布	
⑩	12月15日	第5回 第4次障がい者基本計画等策定部会	計画素案の検討
⑪	12月23日	障がい者自立支援協議会 本会議	報告・協議
2021年			
⑫	1月22日～ 2月22日	パブリックコメント実施	
⑬	3月9日	第6回 第4次障がい者基本計画等策定部会	計画(案)の検討
⑭	3月19日	障がい者自立支援協議会 本会議	報告・協議
⑮		計画の策定	
2023年			
⑯	11月7日	障がい者自立支援協議会 本会議	見直し案について協議

⑯	12月22日～ 1月20日	パブリックコメント実施	
2024年			
⑰	3月13日	障がい者自立支援協議会 本会議	報告・協議
⑱		計画の策定	

本計画は、長久手市みんなでつくるまち条例の基本三原則を踏まえた策定作業を進めました。②④⑤⑫では、つながりを意識した「市民参加」、⑨では「情報共有」を行いました。策定後も「協働」しながら計画を推進します。